

5 紛争解決方法

弁護士 谷山 智光

Q5-1 示談

先日、交通事故を起こしてしまいました。損害賠償については、相手方と話し合って決めることになりました。気をつけないといけないことはありますか。

もし話し合いがまとまった後に予期しない後遺症が出た場合はどうなるのでしょうか。

A5-1

示談をするということになりますが、示談の成立を証拠として残しておくために、示談書を交わすことが必要です。

示談が成立すると、後から追加請求をするということとは原則としてできません。ですから、示談をする際は十分注意すべきです。

ただし、一定の場合には、例外的に追加請求ができる場合もあります。

解説

交通事故の損害賠償に関し、当事者間で、加害者が一定額を支払い、被害者はそれ以上の請求をしない旨の合意がなされることがある。このような合意は一般的に示談と呼ばれ、和解(民法695条)ないしは和解類似の無名契約と考えられている。

示談の利点は紛争を簡易、迅速に解決することができる点である。

示談は口頭でも成立しうるが、後日、示談の成立自体や示談の内容が争われれば、結局、紛争が残ることになる。したがって、示談の際には、その成立及び内容を証拠として明らかに残しておくために示談書を作成しておくこと必要である。

示談書では、少なくとも、当事者(氏名、住所等)、交通事故(発生日時、発生場所等)、示談内容(賠償金額、支払方法等)を明確に特定した上で、示談書に定める他は何らの債権債務関係がないことを相互に確認する「清算条項」を記載しておく必要がある。

示談が成立した場合、当事者はこれに拘束され、損害額が示談額よりも少なかったとして支払いを拒んだり、逆に損害額が示談額よりも多かったとして追加請求をするということは原則としてできない。

もっとも、示談後に予期しなかった後遺症が発生す

るなどして損害が拡大した場合にも一切追加請求ができないとすると被害者に酷となる場合もある。

このような場合の被害者救済のための理論構成として、①権利放棄条項等をいわゆる例文として、法的効果を認めない例文解釈論、②拡大損害を示談当時予測し得なかったため要素の錯誤があったとする錯誤無効論、③示談当時予測し得なかった損害が生じた場合には示談は効力を失う旨の黙示の解除条件が付されているとする解除条件論、④示談の効力を当初予測し得た損害にしか及ばないと限定的に解釈し、それ以外の損害を別損害として追加請求を認める別損害論等があるが、最高裁は、「全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に小額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合においては、示談によって被害者が放棄した損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであって、その当時予想できなかった不測の再手術や後遺症がその後発生した場合その損害についてまで、賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは、当事者の合理的意思に合致するものとはいえない」として④別損害論を採用している(最判昭43年3月15日民集22巻3号587頁)。

〈参考資料〉

瀬戸正二「示談当時予想しなかった後遺症等が発生した場合と示談の効力」(最高裁判所判例解説民事篇昭和43年度(上)135頁)
山口齊昭「示談後の損害の拡大」飯村敏明編『現代裁判法大系(6)交通事故』(新日本法規出版、1998、431頁)

Q5-2 調停等

交通事故の損害賠償について、相手方と話し合いを行っているのですが、私の希望する金額と相手方の提示する金額で折り合いがつかず示談ができません。どうすればよいのでしょうか？

A5-2

当事者の話し合いによっては示談が難しい場合に、とりうる手続として調停という手続があります。

そのほか、主なものとして、日弁連交通事故相談センターの示談あっ旋や審査、交通事故紛争処理センターの和解あっ旋や審査という手続もあります。

解説

調停は、裁判所において、裁判官1名及び調停委員2名以上で組織された調停委員会が(民事調停法5条~7条)、当事者の言い分を聴き、当事者の合意による解決を図るものである。訴訟ほどには手続が厳格ではないため、法律の専門家でなくても利用しやすい。

相手方(交通事故の場合、加害者)の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所に申し立てる(民事調停法3条)。自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、損害賠償を請求する者(交通事故の場合、被害者)の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所にも申し立てることができる(民事調停法33条)。

申し立てにあたっては、所定の申立手数料や郵便切手が必要となる。

調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停成立となり、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。したがって、これに基づき強制執行をすることもできる(民事執行法22条7項)。

当事者の主張の対立が著しい等当事者間に合意が成立する見込みがない場合には調停不成立として終了となる(民事調停法14条)。

公益財団法人日弁連交通事故相談センターが行う示談あっせんの手続もある。全国39ヶ所の相談所で、示談あっせん担当弁護士が、当事者の言い分を聴き、当事者の合意による解決を図るものである。

公益財団法人交通事故紛争処理センターの和解あっせんの手続もある。全国10ヶ所の支部等で、相談担当弁護士が、当事者の言い分を聴き、当事者の合意による解決を図るものである。

いずれも費用は無料である。

いずれも当事者に合意が成立したときは、示談書が作成される。合意が成立しなかったときは示談不成立となる。

いずれも示談不成立の場合、一定の場合に審査という手続が用意されている。3名の専門家が審査を行って判断を行い、その判断について被害者側が同意するかどうかは自由である一方、被害者側が審査結果に同意したときは、加害者側の共済や保険会社等はその判断を尊重することとなっている。

〈参考資料〉

裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

Q5-3 訴訟

交通事故の相手方が自分には過失がないから損害賠償には一切応じないと言っています。話し合いもできない状況です。どうすればよいでしょうか。

A5-3

相手方が過失の存在を否定する等、当事者の主張に大きな隔たりがある場合には、当事者の合意は見込めません。

この場合には、強制的な紛争解決手段として民事訴訟があります。

解説

訴訟とは、国家機関である裁判所が紛争を強制的に解決するための手続である。

交通事故のような不法行為に基づいて損害賠償を請求する訴訟では、被害者に主張・立証責任が課される。したがって、被害者が主張・立証責任を果たすことができなければ、損害賠償請求が認められないという結果になる。

訴訟は、被告(交通事故の場合、加害者)の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属するのが原則であるが(民事訴訟法4条1項)、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、不法行為があった地(交通事故の場合、事故発生場所)を管轄する裁判所にも提起することができる(民事訴訟法5条9号)。

また、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟は財産権上の訴えであるから、義務履行地を管轄する裁判所に提起することもできる(民事訴訟法5条1号)、不法行為に基づく損害賠償請求については債権者の現在の住所が義務履行地であるから(民法484条)、債権者(交通事故の場合、被害者)の現在の住所を管轄する裁判所にも提起することができる。

その他、第一審に限り、当事者の合意した管轄裁判所に提起することもできる(民事訴訟法11条)。

訴訟提起には所定の申立手数料、郵便切手が必要となる。

最終的には判決がなされ、当事者はその意思にかかわらずこれに拘束される。

〈参考資料〉

秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 I 第2版』108頁、111頁(日本評論社、平18)